

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：佐賀市長、佐賀市議会議長、佐賀市教育委員会、佐賀市選挙管理委員会、
佐賀市代表監査委員、佐賀市農業委員会、佐賀市自動車運送事業管理者、
佐賀市上下水道事業管理者

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.9%
全職員	68.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・副部長級職員	90.8%
課長級職員	104.0%
副課長級職員	96.3%
係長級職員	95.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.8%
31～35年	95.7%
26～30年	95.3%
21～25年	92.8%
16～20年	93.1%
11～15年	88.3%
6～10年	86.9%
1～5年	89.7%

【説明欄】

・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給をしている割合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は88%、住居手当の受給者に占める男性の割合は69%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。